

対象事業		第一種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第二種事業 (環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)
1	道路		
	高速自動車国道	すべて	—
	首都高速道路など	4車線以上のもの	—
	一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km～10km
	林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km～20km
2	河川		
	ダム、堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha～100ha
	放水路、湖沼開発	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha～100ha
3	鉄道		
	新幹線鉄道	すべて	—
	鉄道、軌道	すべて	長さ7.5km～10km
4	飛行場	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m～2,500m
5	発電所		
	水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW～3万kW
	火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW～15万kW
	地熱発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW～1万kW
	原子力発電所	すべて	—
	太陽電池発電所	出力4万kW以上	出力3万kW～4万kW
	風力発電所	出力5万kW以上	出力3.75万kW～5万kW
6	廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25ha～30ha
7	埋立て、干拓	面積50ha超	面積40ha～50ha
8	土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
9	新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
10	工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
11	新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
12	流通業務団地造成事業		面積75ha～100ha
13	宅地の造成の事業(「宅地」には、住宅地、工場用地も含まれる)		
	住宅・都市基盤整備機構		
	地域振興整備公団		
○港湾計画		埋立・掘込み面積の合計300ha以上	
港湾計画については、港湾環境アセスメントの対象になる。			